

広島市立広島市民病院
全身用マルチスライス CT 装置
(第 1CT 室・CT 撮影室 1、第 3CT 室)
広島市立リハビリテーション病院
全身用マルチスライス CT 装置

技 術 仕 様 書

広島市立広島市民病院
広島市立リハビリテーション病院

1. 調達背景及び目的

広島市立広島市民病院には外来患者の造影 CT 検査を主に行う第 1CT 室(CT 撮影室 1、CT 撮影室 2)、主に単純 CT 検査を行う第 2CT 室、および主に救急外来患者の CT 検査を行う第 3CT 室に計 4 台の診断用 CT 装置が設置されている。平成 23 年(2011 年)に第 1CT 室・CT 撮影室 1 へ設置された X 線 CT 装置および平成 18 年(2006 年)に第 3CT 室へ設置された X 線 CT 装置は、今後老朽化に伴って故障頻度の増加や交換部品調達が困難になることが予想される。そこで、これらを高画質かつ短時間撮影が可能な装置に更新し、様々な疾患に適応した検査を行うことを目指す。

また、広島市立リハビリテーション病院においても CT 装置の老朽化による維持費の増加が予想されるため入院患者の多くに見られる人工関節や脊椎固定術後の CT 検査時に逐次近似再構成を応用した金属アーチファクト低減再構成が可能な装置に更新する。

2. 調達物件名及び構成内容

広島市民病院 第 1CT 室・CT 撮影室 1 全身用マルチスライス CT 装置 1 式

構成内訳

①	ガントリ	1 式
②	X 線発生装置	1 式
③	X 線管球	1 式
④	X 線検出器	1 式
⑤	患者テーブル	1 式
⑥	操作コンソール	1 式
⑦	周辺機器	1 式
	造影剤注入器	1 式
	その他(机、椅子、棚)	1 式

広島市民病院第 3CT 室 全身用マルチスライス CT 装置 1 式

構成内訳

①	ガントリ	1 式
②	X 線発生装置	1 式
③	X 線管球	1 式
④	X 線検出器	1 式
⑤	患者テーブル	1 式
⑥	操作コンソール	1 式
⑦	周辺機器	1 式
	造影剤注入器	1 式
	検査室・廊下監視用カメラシステム	1 式
	天井懸垂型スライド式点滴支柱	2 式
	心臓 CT 検査用心電計	1 式
	その他(机、椅子、棚)	1 式

リハビリテーション病院 CT室 全身用マルチスライス CT 装置	-----	1 式
① 走査ガントリ	-----	1 式
② X線複数列検出器	-----	1 式
③ X線管球	-----	1 式
④ X線発生装置	-----	1 式
⑤ 撮影テーブル	-----	1 式
⑥ 操作コンソール	-----	1 式
⑦ 付属品	-----	1 式
造影剤注入器	-----	1 台
検査室・廊下監視用カメラシステム	-----	1 式
天井懸垂型スライド式点滴支柱	-----	2 式
造影剤加熱器	-----	1 台
管理用 PC	-----	1 台
空気清浄機	-----	2 台
その他（机、椅子、棚）	-----	1 式

上記のほか、既存品の撤去・調達物品の搬入・据付・配線・接続・調整等作業及びこれらに係る費用を含む。

3. 技術的要求要件

- (1) 本調達物件に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、別紙に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は、全て必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、発注者の必要とする最低限の要求要件を示しており、本調達物件の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 本調達物件の性能等が技術的要求を満たしているか否かの判定は、広島市立広島市民病院医療機器選定委員会、広島市立リハビリテーション病院医療機器選定委員会及び広島市立病院機構本部事務局で実施する入札契約審査会において、本調達物件に係わる技術仕様書に対する提案書やその他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (5) 本調達物件の構成においては、全て新品であること。引上げ品等使用している場合は落札決定の対象から除外する。

4. その他

(1) 仕様に関する留意事項

- ① 本調達物件のうち医療用具に関しては、入札時点で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」に定められている製造の承認を得ている機器であること。

- ② 本調達物件は、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時に製品化されていない機器で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。

(2) 提案に関する注意事項

- ① 提案に際しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどの程度満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的、かつ、分かりやすく記載すること。

したがって、本仕様書の技術的要件に対して、単に「できます。」「提案します。」といった文章のみで、その根拠となるデータ等を示さず具体性のない提案書の場合、評価できないため不合格とする。

- ② 提出資料等に関する照会先を明記すること。
- ③ 提出された内容について、ヒアリングを行う場合があり、ヒアリングについて打診を受けた場合は、必ず対応すること。